

新	旧
<p style="text-align: center;">信用取引の契約締結前交付書面</p> <p><u>信用取引の終了事由</u></p> <p>当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです。）、信用取引は解除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ お客様が当社所定の手続きにより、解約の申し入れをされた場合 ▶ お客様が法令等、<u>当社の定める各約款等</u>に違反した場合 ▶ お客様が市場の公正な価格形成に弊害をもたらす取引注文を行っていると当社が判断した場合 ▶ お客様が当社の定める各約款<u>等</u>の変更同意されない場合 ▶ お客様又は代理人が反社会的勢力に該当すると当社が判断した場合 ▶ お客様の開設口座のお取引及び保護預り証券を含む全ての残高がなくなった後、相当期間が経過した場合 ▶ その他、合理的な事由により当社が解約を申し出た場合 <p><u>当社概要</u></p> <p>主な事業：金融商品取引業</p> <p style="text-align: center;"><u>商品先物取引業</u></p> <p style="text-align: center;">商品投資関連業（競走用馬）</p> <p>連絡先：カスタマーサポート</p> <p style="text-align: center;">フリー<u>コール</u>：0120-961-522</p>	<p style="text-align: center;">信用取引の契約締結前交付書面</p> <p><u>信用取引の終了事由</u></p> <p>当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです。）、信用取引は解除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ お客様が当社所定の手続きにより、解約の申し入れをされた場合 ▶ お客様が法令等、<u>証券オンライントレード取引約款等</u>に違反した場合 ▶ お客様が市場の公正な価格形成に弊害をもたらす取引注文を行っていると当社が判断した場合 ▶ お客様が当社の定める各<u>種</u>約款の変更同意されない場合 ▶ お客様又は代理人が反社会的勢力に該当すると当社が判断した場合 ▶ お客様の開設口座のお取引及び保護預り証券を含む全ての残高がなくなった後、相当期間が経過した場合 ▶ その他、合理的な事由により当社が解約を申し出た場合 <p><u>当社概要</u></p> <p>主な事業：金融商品取引業<u>務</u></p> <p style="text-align: center;"><u>店頭デリバティブ取引業務（FX・CFD）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>店頭商品デリバティブ取引業務</u></p> <p style="text-align: center;">商品投資関連業<u>務</u>（競走用馬）</p> <p>連絡先：カスタマーサポート</p> <p style="text-align: center;">フリー<u>ダイヤル</u>：0120-961-522</p>

<p>平成 30 年 3 月 5 日 制定 平成 30 年 3 月 31 日 改訂 平成 30 年 7 月 6 日 改訂 平成 30 年 8 月 8 日 改訂 平成 31 年 2 月 1 日 改訂 <u>令和元年 7 月 16 日 改訂</u></p>	<p>平成 30 年 3 月 5 日 制定 平成 30 年 3 月 31 日 改訂 平成 30 年 7 月 6 日 改訂 平成 30 年 8 月 8 日 改訂 平成 31 年 2 月 1 日 改訂</p>
<p>別紙 1</p> <p>代用有価証券の種類、代用価格等</p> <p>1. ～ 2. (省略)</p> <p>3. 最低<u>委託</u>保証金率は 20%になります。</p> <p>4. 信用取引で売買した株券等のその後の値動きにより、計算上の大きな損失が生じ、委託保証金代用有価証券の値下がり又は掛目の変更等により、<u>委託保証金率が 20%未満</u>となった場合、又は委託保証金が 30 万円未満となった場合には、不足額を不足が生じた日の 2 営業日後の 12 時 00 分までに当社に差し入れていただくこととなります。</p> <p>保証金の差入れは、①お客様による信用口座へのご入金（有価証券で代替可能な場合の差入れを含みます。）、又は、②保有されている信用建玉の返済とします。保証金の差入れのために信用建玉を返済された場合、返済頂いた信用建玉の 20%の金額を不足額へ充当します。なお、不足額を期日までに差入れていただけない場合には、お客様の計算により信用建玉を決済させていただきます。</p>	<p>別紙 1</p> <p>代用有価証券の種類、代用価格等</p> <p>1. ～ 2. (省略)</p> <p>3. 最低保証金<u>維持</u>率は 20%になります。</p> <p>4. 信用取引で売買した株券等のその後の値動きにより、計算上の大きな損失が生じ、委託保証金代用有価証券の値下がり又は掛目の変更等により、<u>20%未満</u>となった場合、又は委託保証金が 30 万円未満となった場合には、不足額を不足が生じた日の 2 営業日後の 15 時 30 分までに当社に差し入れていただくこととなります。</p> <p>保証金の差入れは、①お客様による信用口座へのご入金（有価証券で代替可能な場合の差入れを含みます。）、又は、②保有されている信用建玉の返済とします。保証金の差入れのために信用建玉を返済された場合、返済頂いた信用建玉の 20%の金額を不足額へ充当します。</p> <p>なお、不足額を期日までに差入れていただけない場合には、お客様の計算により信用建玉を決済させていただきます。お客様におかれまして</p>

<p>お客様におかれましては、不足額や当社からのお知らせを、メール・取引ツール等にて<u>ご確認ください</u>。</p> <p>参考</p> <p>信用取引の基本的な流れ</p> <p>■信用取引により売買した株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたり、代用有価証券の価格が値下がりしたりすること等によって、委託保証金の現在価値が売買代金の20%未満となった場合、<u>又は委託保証金が30万円未満となった場合</u>には、不足額を2営業日後の<u>12時00分</u>までに当社に差し入れていただく必要があります。</p> <p>(平成30年8月8日) <u>(令和元年7月16日 改訂)</u></p>	<p>は、不足額や当社からのお知らせをメール・取引ツール等にて、<u>ご自身で確認していただく必要がございます</u>。</p> <p>参考</p> <p>信用取引の基本的な流れ</p> <p>■信用取引により売買した株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたり、代用有価証券の価格が値下がりしたりすること等によって、委託保証金の現在価値が売買代金の20%未満となった場合には、不足額を2営業日後の<u>15時30分</u>までに当社に差し入れていただく必要があります。</p> <p>(平成30年8月8日)</p>
---	--